

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 7 年 6 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和7年6月13日

開 議	午前9時30分	
日程第1	議席の指定	
日程第2	諸般の報告	
日程第3	議案第28号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例の一部改正)
日程第4	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市入湯税条例の一部改正)
日程第5	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第6	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第7	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度岩出市一般会計補正予算第8号)
日程第8	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第5号)
日程第9	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算第5号)
日程第10	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度岩出市墓園事業特別会計補正予算第1号)
日程第11	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (令和7年度岩出市一般会計補正予算第1号)
日程第12	議案第37号	岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
日程第13	議案第38号	令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第39号	令和7年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第40号	令和7年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第41号	令和7年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）
日程第17	議案第42号	令和7年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第43号	令和7年度岩出市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第44号 市道路線の認定について

日程第20 議案第45号 動産の取得について

○玉田議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第28号から議案第45号までの議案18件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○玉田議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○玉田議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

なお、1番議席は空席といたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 諸般の報告

○玉田議長 日程第2 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）～

日程第20 議案第45号 動産の取得について

○玉田議長 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例の一部改正）の件から日程第20 議案第45号 動産の取得の件までの議案18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は

簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上で、順次発言を許します。  
質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、大上正春議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

大上正春議員、議案第38号の質疑をお願いいたします。

○大上議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第38号 令和7年度岩出市一般会計補正予算（第2号）について、3款1項3目18節の高齢者補聴器購入費助成金について、3点お伺いしたいと思います。

この助成の対象の方についてお伺いしたいのと、2点目にどのような補聴器が対象なのか。そして3点目に、申請が上限2万円で30名ということで、60万の予算ということですが、今回の補正額を超えた場合はどうするのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 おはようございます。

大上議員のご質疑、高齢者補聴器購入費助成金についてお答えいたします。

まず1点目、助成対象については、1、岩出市に住民票がある65歳以上の方、2、住民税非課税世帯の方、3、両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象とならない方、4、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた方、これら全ての要件に該当する方を想定しています。

続いて2点目、どのような補聴器が対象かについては、管理医療機器としての補聴器を対象とし、非医療機器である集音器は対象外となります。

続いて3点目、申請が今回補正額を超えた場合はどうするのかにつきましては、既に実施している市町の実績を参考に、30人分を見込んでいるところでありますが、今後の申請状況を注視してまいります。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 1点再質問させていただきます。

補聴器の種類については、専門医等にご相談ということだったんですが、集音器

を名乗って、電気屋さん等でも補聴器というふうなことで銘柄で売っているケースがあると思うんですけども、専門医に相談しながら選ぶというのが、補聴器購入するには臨まれると思うんですけども、利用する方々への周知についてはどのようにされるのでしょうか。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 大上議員の再質疑にお答えします。

制度周知については、広報、それからウェブサイトのほか、市内の耳鼻科や眼鏡店などを考えています。

専門医の相談が必要ということですが、補聴器申請の流れとしては、住民票や、それから非課税要件に当てはまっているという確認もあるので、まずは市へ問合せいただいて、申請書をお渡しいたします。申請書には、装着に関する耳鼻咽喉科の医師の意見書欄があり、それに記入していただいて、聴覚検査表や見積書を添付して申請いただく流れとなりますので、専門医と相談の上、ご購入いただけるものと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第45号の質疑をお願いいたします。

大上正春議員。

○大上議員 議案第45号 動産の取得について、3点お伺いしたいと思います。

随意契約になった理由についてお伺いしたいと思います。

2点目に、協定書に基づく随意契約とあるのですが、協定の内容についてお伺いしたいと思います。

3点目に、導入後、使用してから5年で更新ということなんですけども、この理由についてもお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ご質疑にお答えします。

1番目の随意契約になった理由は、については、共同調達に当たり、県と県内市町村で設置した和歌山県市町村教育情報化推進協議会により、共通仕様書を作成し、入札が行われた結果、締結された協定書に記載の内容に基づき、事業者と各市町村が個別に随意契約を行うものです。

次に、２番目の協定書に基づく随意契約とあるが、協定の内容は、についてですが、端末の仕様や、契約機器台数増減に伴う契約単価に関する特記事項、個人情報保護に関する守秘義務などが記載されています。

最後に、３番目の導入後５年で更新の理由は、についてですが、一般的に資産の減価償却に利用されている国税庁の主な減価償却資産の耐用年数表では、タブレットなどの端末機器は電子計算機に分類され、その耐用年数は４年とされています。

令和２年に整備し、５年経過間近である岩出市の端末においても、故障端末やバッテリーの劣化が多く見受けられることから、ＧＩＧＡ端末を活用した子供たちの学びを止めないよう、国の施策に準じて更新を行うものです。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

大上正春議員。

○大上議員 ３点お伺いしたいと思います。

４,９９６台ということなんですけども、児童生徒用、また教員用、予備機ということで、合わせて４,９９６とお伺いしております。この内訳についてお伺いしたいのと、予備機についても国の補助があるのか、お伺いしたいと思います。

２点目に５年後も端末更新が予定されるのであるのか。また、そのときも国からの３分の２の補助があるのかについてもお伺いしたいと思います。

３点目に、５年後の更新ということだったのであれば、７年度の一般会計の予算に計上されてなかった理由についてお伺いしたいと思います。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 ちょっと順番狂うんですけど、１番目の２点目の予備機の話なんですけども、一応購入台数の１５％、児童生徒のみ対象となっております、教職員分は対象外となっております。

あと、１点目の内訳なんですけども、合計で４,９９６台という内訳の中で、児童分の台数が予備機を含めまして３,１８０台、生徒分が１,４８６台、小学校の教職員分が２１９台、中学校の教員分が１１１台、合計４,９９６台となっております。

続いて、２点目の５年後も国の補助金の制度があるのかどうかについては、今のところは、その情報は出ておりません。なので、国の動向を注視して、また検討してまいります。

３点目、５年後の改定を見越して、７年度の予算にということなんですけども、令和７年度の一般会計予算の中で、端末の機器、情報の予算は上程させていただい

ておりますので、それに基づきまして、こちらのほう、議案提出させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 これで、公明党議員団、大上正春議員の質疑を終わります。

2 番目、市来利恵議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市来利恵議員、議案第31号の質疑をお願いいたします。

○市来議員 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

課税限度額の改正に伴う影響について、教えてください。

2 点目は、軽減判定所得が拡大されているが、それぞれの世帯数の状況についてお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 市来議員の質疑にお答えいたします。

ご質疑の1 点目、2 点目ともに、令和7 年6 月6 日現在の試算値でお答えいたします。まず1 点目、課税限度額の改正に伴う影響は、についてですが、基礎課税額の課税限度額を1 万円引き上げる改正により、課税限度額を超過する世帯は85世帯で、改正前と比較し、5 世帯の減、影響額は86万8,291円の増となります。

また、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2 万円引き上げる改正による課税限度額超過世帯数は57世帯で、改正前と比較し16世帯の減、影響額は129万3,243円の増となります。

次に2 点目、軽減判定所得が拡大されているが、それぞれの世帯数の状況は、につきましては、まず、国保税額が5 割軽減の軽減対象世帯数は1,020世帯で、改正前と比較し39世帯の増、2 割軽減の軽減対象世帯は790世帯で、改正前と比較し、2 世帯の増となります。

○玉田議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第32号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、令和6 年度岩出市



一般会計補正予算です。

まず1つ目は、11ページの2款になるんですが、1項1目12節の委託料、職員健康診断委託料で82万減となった理由についてお答えください。

続いて、17ページの4款2項で、クリーンセンター費の委託料です。それぞれの委託料が減っている要因は何かということと、ごみの減量化が進んで、普通は分別を図れば、当然こちらの委託料というか、量が増えるんですから、増えるはずなんですけど、そうした意味では、ごみの減量化が進んでいると見ていいのかどうかという点もちょっとお聞かせください。

最後、21ページの7款5目土木費、公営住宅管理費についてですが、1,995万円減額となっています。その理由について教えてください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市来議員ご質疑の1点目、職員健康診断委託料マイナス82万8,000円となった理由についてお答えいたします。

減額となった主な理由は、一般職員、会計年度任用職員ともに、乳がん検診と子宮がん検診の受診者が、当初予算の見込人数より少なかったためとなっております。

○玉田議長 クリーンセンター所長。

○伊野部クリーンセンター所長 市来議員のご質疑にお答えいたします。

委託料の減っている要因でございますが、灰等埋立処分委託料につきましては、ごみ処理量の減による灰等の減となっております。粗大ごみ処理委託料につきましては、粗大ごみ処理量の減によるものでございます。不燃物ごみ処理委託料につきましては、缶、瓶等処理量の減によるものでございます。不燃物ごみ運搬処理委託料につきましては、缶、瓶等運搬量の減によるものです。資源ごみ処理委託料につきましては、廃プラスチック処理量の減によるものでございます。

また、資源ごみである段ボール、雑誌等の紙類、ペットボトル、衣類、鉄、アルミ、スラグの売却収入は1,458万9,939円であり、それぞれごみの減量化、また再資源化が図られているものと考えてございます。

○玉田議長 土木課長。

○金川土木課長 市来議員のご質疑、7款5項1目14節工事請負費の1,995万円の減額理由についてお答えいたします。

市営住宅川尻団地長寿命化事業における居住性向上工事において、当初、室内を全面改修する計画で予算計上していましたが、居住しながらの工事施工となること

から、事業着手前に、再度入居者と協議を行った結果、浴室、給湯器などの工事へ計画変更したことによる減額となります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、健康診断の委託料についてですが、子宮の検査だったりとかいう部分については、少なかったということなんですが、これって、申請というか、受けたいというふうに手を挙げてやるものなのかという点をちょっとお聞かせいただきたいです。

あと、公営住宅の管理費の関係で、今回、川尻の団地という形だったんですが、その他の公営住宅の件はどのようになっているのかという点をお聞かせください。

あとは、住みながら、今回は居住者との協議を行いながらやったということになっているんですが、例えば、ほかに修繕が必要になった場合というのは、どのようになるのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、希望者の受診となっております。

○玉田議長 土木課長。

○金川土木課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

まず、ほかの市営住宅の状態はどうなっているのか、につきましては、この事業をもって、ほかの市営住宅を含めて、長寿命化工事は全て完了です。

次に、今後、修繕が必要になってくればということなんですけども、現在のところ支障がありませんので、あれなんですけども、支障が出た場合に、その都度、修繕で対応したいと考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第37号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案37号についてです。現行から改正後、この表では、それぞれの報酬額というのがちょっと分からないんですが、報酬額というのは、一体どのようになるのかということの回答をお願いします。

○玉田議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市来議員の質疑にお答えいたします。

各報酬額は、本年6月4日付で法改正が行われておりまして、全ての区分で増額となっております。法改正後、前後の金額を申し上げます。

投票所の投票管理者が1万2,800円から1万4,500円、プラスの1,700円、期日前投票所の投票管理者が1万1,300円から1万2,800円、1,500円の増、開票管理者1万800円から1万2,200円、1,400円の増、選挙長1万800円から1万2,200円、1,400円の増、投票所の投票立会人1万900円から1万2,400円、1,500円の増、期日前投票所の投票立会人9,600円から1万900円、1,300円の増、開票立会人8,900円から1万100円、1,200円の増、選挙立会人8,900円から1万100円、1,200円の増となります。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 金額なんですけど、この金額を今回、改正案のこの部分に載せられなかったという理由って何ですか。これ1点だけです。

○玉田議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

過去の経緯等は存じませんが、これまで国の法改正に合わせて、その都度、それぞれの金額がございますので、条例改正を行ってきております。しかし、今後、急な法改正にも迅速かつ柔軟に対応できるように、法に準じた金額とするように条例を改正させていただいたものでございます。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○玉田議長 続きまして、議案第45号の質疑をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 動産の取得についてです。今回、共同調達にした理由とメリットについてをお聞かせください。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 議案第45号への質疑、共同調達にした理由とメリットは、についてお答えいたします。

今回のG I G A端末更新では、都道府県単位での共同調達に参加することで、端末購入経費に対する3分の2の補助を得られること、また、個々の市町村がそれぞれ調達するよりも、複数の自治体でまとめて調達することでコストの圧縮が図られ、入札手続など、事務手続が簡素化されることが、共同調達にした理由とメリットです。

○玉田議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 これはコストが削減されたという点なんですが、一体どれぐらいの削減されたというのは考えますか。その点分かりますか。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 市来議員の再質疑にお答えいたします。

共同調達したメリットについてですが、先ほどの答弁のとおり、入札手続が簡素化されたということは、職員の負担が軽減されたとともに、端末の機器購入単価ですけれども、一応あくまでもちょっと調査したところ、参考価格では、今回の端末に関しては市場価格でおよそ6万5,000円という価格が出ておりますので、今回5万5,000円で購入ということになっておりますので、その点でも価格的なメリットもあると考えております。

○玉田議長 再々質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 機器が変更になるのかということなんですけど、使う生徒や児童や、また先生ですね、教員の方々というのは、そういった変更に伴う支障というのはないのでしょうか。その辺はどうなりますか。

○玉田議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 市来議員の再々質疑にお答えいたします。

今回、OSがWindowsからChromeに変わるということで、現場としては変更点があるんですけども、一応、今回機種を決定するに当たりましては、市内で、ICT担当教員、学校長が参加する推進協議会というものを作成しまして、その中での意見聴取の中で、やはり壊れやすい端末はちょっと避けてほしいと。起動が早く、カメラの写りがいいものとか、そういう細かい点をお聞きしました上で、今回、Chromeというものにさせていただいています。また、Chromeに

準じて、ソフトなども変わりますが、その辺は教員研修で実施してまいりたいと考えております。

○玉田議長　これで、市來利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第28号から議案第45号までの議案18件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第28号から議案第45号までの議案18件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○玉田議長　以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を6月23日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○玉田議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を6月23日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

（9時59分）